

(愛称) グローイング・アップ

小型株ファンド 追加型投信／国内／株式

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2019.5.11

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

小型株ファンドの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2019年5月10日に関東財務局長に提出しており、2019年5月11日にその届出の効力が生じております。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは
[こちらからご覧頂けます。](#)



商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	株式	株式 中小型株	年1回	日本

上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社>

明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:16,401億円
(資本金・運用純資産総額は2019年3月末現在)

[ファンドの運用の指図等を行います]

<受託会社>

三菱UFJ信託銀行株式会社

[ファンドの財産の保管および管理等を行います]

投資家の皆さまへ

「小型株ファンド“愛称:グローイング・アップ”」は、新規株式公開という、いわば「第二の創業期」を契機として新たな飛躍を目指す、「次代を拓く革新高成長企業」を主要な投資対象としたファンドです。

新規上場企業の中には、最先端の優れた技術を持つ企業や、独創的なアイデアを武器に新たな市場を創造する企業、そして将来の日本をリードしていく可能性のある企業も含まれます。広大な竹林で芽を出したばかりの旬の「たけのこ」のような企業を発掘することで、将来の利益成長による果実を得ることができると考えています。

当ファンドには、まだ知名度の低い企業も多く含まれるかも知れません。ファンドを通じてご投資いただくことで、効果的にその果実を摘み取れる可能性が高まるといえます。

旬の「たけのこ」のような企業がすくすくと成長していくことで、皆さまの中長期的な資産形成の一助となれば、私どもにとってこれほど嬉しいことはありません。

どうぞ末永く「小型株ファンド“愛称:グローイング・アップ”」をご愛顧いただきますよう、お願い申し上げます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

1. ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

小型株ファンドは、わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)のうち、中小型株式を主要投資対象として、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

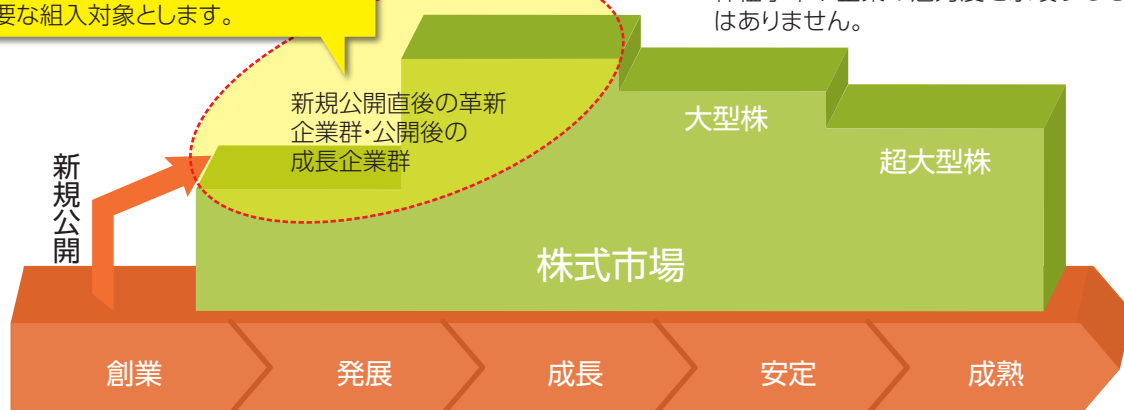
■ ファンドの特色

- ◆小型株ファンドは、わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)のうち、中小型株式を主要投資対象とします。
- ◆新規株式公開企業等の中小型株式に特化して調査・分析を行うスペシャリストが「次代を拓く革新高成長企業」を厳選します。
- ◆エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社(以下「エンジェルジャパン社」ということがあります。)より投資に関する助言を受けて運用を行います。

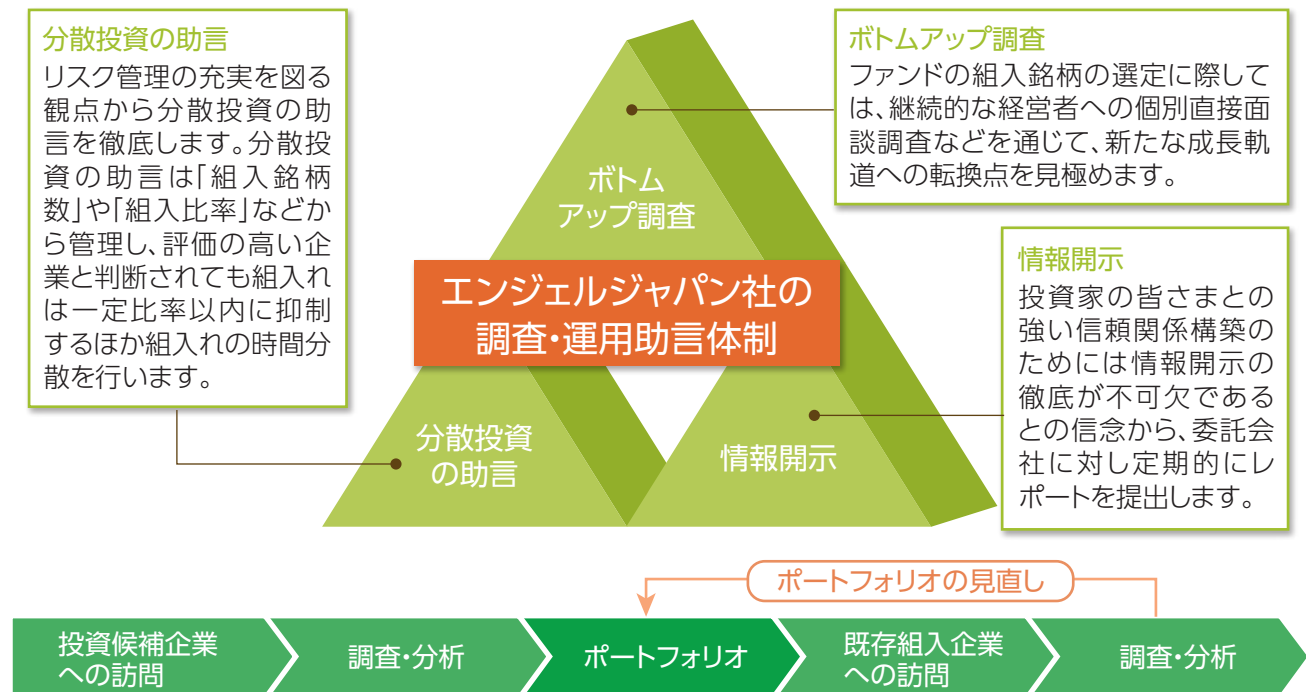
<グローイング・アップの主な投資対象>

新規株式公開を契機に新たな飛躍を目指す、企業家精神に溢れた「次代を拓く革新高成長企業」を主要な組入対象とします。

※企業の成長過程をイメージしたものであり、株価水準や企業の魅力度を示唆するものではありません。



■ 運用プロセス



<助言プロセス>

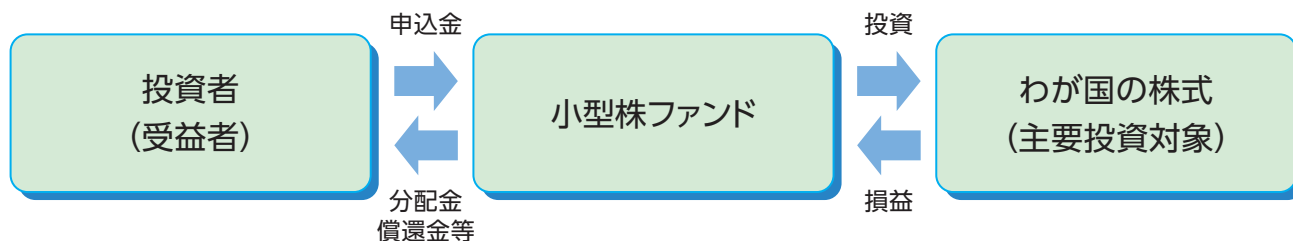
投資候補企業への訪問	- 有力組入候補企業の経営者との面談 - 経営者への直接面談を行い、経営哲学、ビジネスモデル、経営課題等をヒアリング
調査・分析	- 面談の結果を基にビジネスモデルの独創性や収益性、独自の成長戦略や技術サービスを見極める - 将来の業績予測を行い、収益性から見て割安感のある銘柄への投資を助言
ポートフォリオ	- 魅力ある銘柄を組入れたポートフォリオでもリスク管理は徹底 - 高い評価の企業であっても組入れは一定比率以内に抑制し、分散投資を徹底
既存組入企業への訪問	組入企業の経営者とも定期的に直接面談し、企業を取巻く状況変化に対応
調査・分析	上記の結果を踏まえてさらなる業績評価を行い、組入比率の見直しや売却を助言

※上記は、今後変更される場合があります。

<銘柄選定プロセス>

ステップ1	ステップ2	ステップ3
ボトムアップ調査 組入候補銘柄および 既存組入銘柄の調査・分析	結果分析と助言 ステップ1の調査結果を分析し、 委託会社に対して投資助言	投資判断/運用指図 ステップ2の助言をベースに 投資判断・運用指図を実行
エンジェルジャパン社		明治安田アセットマネジメント
明治安田アセットマネジメント【ファンドの運用・運営・管理】		

■ ファンドの仕組み



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

■ 主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
■ 同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
■ 投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

■ 分配方針

毎年8月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。また、信託財産の積極的な成長を図ることを本旨として収益分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

小型株ファンドは、国内の株式等、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
流動性リスク	株式を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

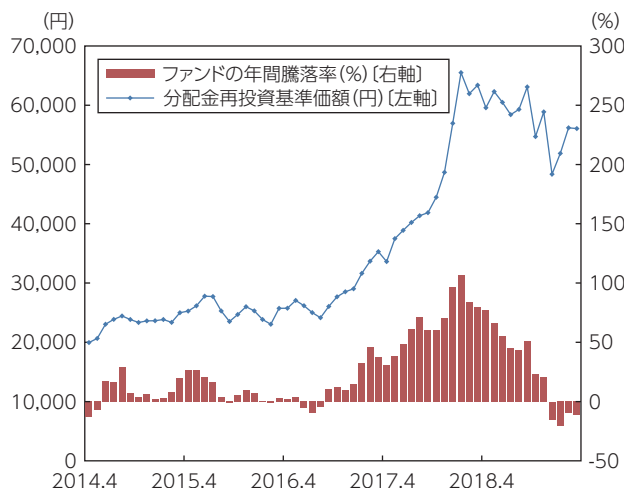
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

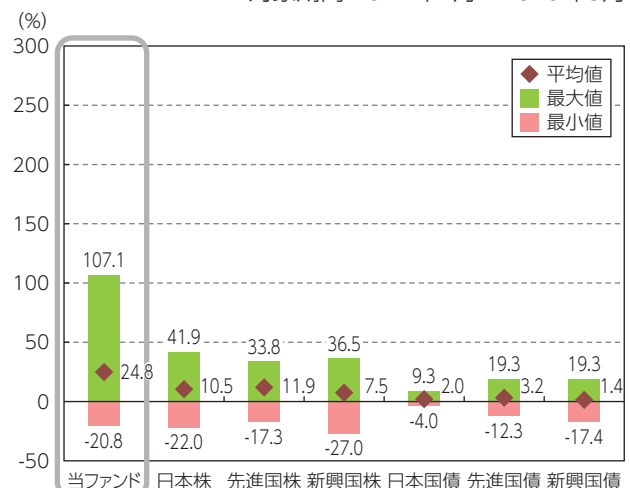


※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2014年4月～2019年3月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

3. 運用実績

最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

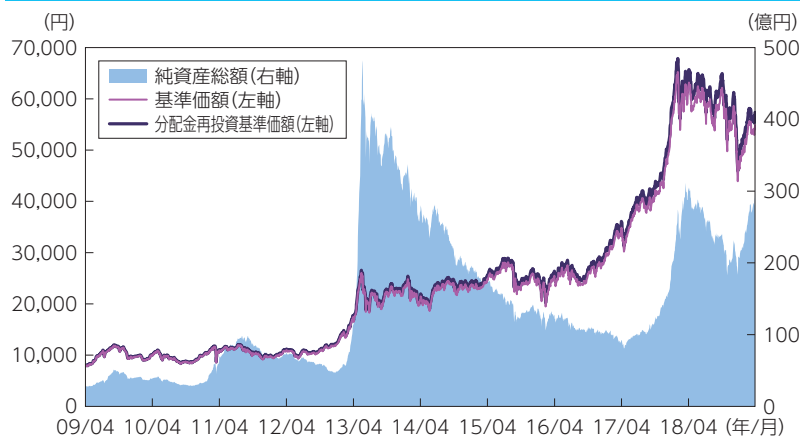
●QRコードからアクセスする

スマートフォンをお持ちの方は右記のQRコードを読み込み、委託会社のホームページのホーム画面へアクセスしてください。ホーム画面から、投資信託商品一覧へと進み、当ファンドの運用レポート(月次)を選択することで、最新の運用状況をご確認頂けます。



2019年3月29日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2018年8月	240円
2017年8月	170円
2016年8月	0円
2015年8月	170円
2014年8月	140円
設定来累計	1,070円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	54,901円
純資産総額	297億円

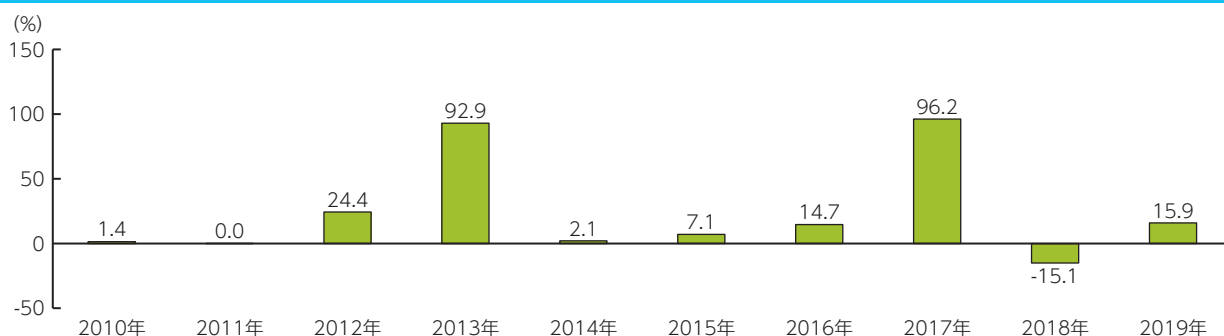
主要な資産の状況

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	ビジョン	情報・通信業	3.72
2	アトラエ	サービス業	3.68
3	オープンドア	情報・通信業	3.59
4	ティーケーピー	不動産業	3.44
5	インソース	サービス業	3.36
6	ジャパンエレベーターサービスホールディングス	サービス業	3.35
7	SHIFT	情報・通信業	3.22
8	MS-Japan	サービス業	3.12
9	ラクス	情報・通信業	3.02
10	メニコン	精密機器	2.98

※投資比率は対純資産総額比

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2019年は3月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額から 0.5% の信託財産留保額を控除した額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	—
購入の申込期間	2019年5月11日から2019年11月11日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

信 託 期 間	2002年8月13日から2022年8月12日
繰 上 償 還	委託会社は、純資産総額が10億円を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。また、当ファンドにおける投資顧問契約(助言契約)が解約された場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎年8月12日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運 用 報 告 書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、3.24%(税抜3.0%)*を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 *消費税率が10%となった場合は3.3%(税抜3.0%)となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年1.836%(税抜1.7%)*の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。 *消費税率が10%となった場合は年1.87%(税抜1.7%)となります。 <内訳> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th><th>料率(年率)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td><td>0.9936%(税抜0.92%)</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>0.7344%(税抜0.68%)</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>0.108%(税抜0.1%)</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1.836%(税抜1.7%)</td></tr> </tbody> </table> <消費税率が10%となった場合> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th><th>料率(年率)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td><td>1.012%(税抜0.92%)</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>0.748%(税抜0.68%)</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>0.11%(税抜0.1%)</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1.87%(税抜1.7%)</td></tr> </tbody> </table> <内容> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払い先</th><th>役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td><td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td></tr> </tbody> </table> ※エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。	配分	料率(年率)	委託会社	0.9936%(税抜0.92%)	販売会社	0.7344%(税抜0.68%)	受託会社	0.108%(税抜0.1%)	合計	1.836%(税抜1.7%)	配分	料率(年率)	委託会社	1.012%(税抜0.92%)	販売会社	0.748%(税抜0.68%)	受託会社	0.11%(税抜0.1%)	合計	1.87%(税抜1.7%)	支払い先	役務の内容	委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	合計	運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率
配分	料率(年率)																														
委託会社	0.9936%(税抜0.92%)																														
販売会社	0.7344%(税抜0.68%)																														
受託会社	0.108%(税抜0.1%)																														
合計	1.836%(税抜1.7%)																														
配分	料率(年率)																														
委託会社	1.012%(税抜0.92%)																														
販売会社	0.748%(税抜0.68%)																														
受託会社	0.11%(税抜0.1%)																														
合計	1.87%(税抜1.7%)																														
支払い先	役務の内容																														
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価																														
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価																														
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価																														
合計	運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率																														

そ の 他 の 費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.00432%(税抜0.004%)*を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。 *消費税率が10%となった場合は年0.0044%(税抜0.004%)となります。
---------------------------	--

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315%

※上記は2019年3月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満20歳以上の方、ジュニアNISA(ニーサ)は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

